

石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入費用の一部を補助することにより、ヘルメットの着用促進を図り、交通安全意識の高揚と交通事故防止及び事故被害の軽減を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 条 この要綱は、石垣市補助金等交付規則（平成 6 年規則第 4 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱において、「ヘルメット」とは、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであって、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CE マーク
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マーク
- (6) 前各号に類する認証等を受けたマークが付与されたもので、市長が認めるもの。

(補助対象者)

第 4 条 補助金は予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請をする日において市内に住所を有する者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第 5 条 補助金額は、ヘルメット 1 個につき 2,000 円とする。ただし、当該ヘルメットの購入金額が 2,000 円未満のときは、当該購入金額とする。

2 補助金の交付は、使用者 1 人につきヘルメット 1 個かつ 1 回限りとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）を、ヘルメットを購入した当該年度の 3 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) ヘルメットを購入した際の領収書等（購入日、購入店名、メーカー、品番（商品名）、

購入金額の記載があるもの)。なお、紛失等により領収書等を添付出来ない場合は、市長が別に定める取扱いとする。

(2) 申請者又は保護者の本人確認ができる書類

(3) 第3条第1号から第6号に掲げる認証の確認ができるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、交付することを決定（却下）したときは、石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定に際し、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付条件を満たしていないことが判明したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) 前3号のほか、石垣市補助金等交付規則及び他の法令に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、取り消された補助の額を返還しなければならない。

(補助金の請求及び受領)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金請求書（様式第4号）により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(交付台帳)

第10条 市長は、補助金の交付状況を明らかにするため、石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付台帳（様式第5号）を備えるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。